

【ボランティア活動保険】

1 主な補償内容

加入プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円 (限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)		
年間保険料		350円	500円	

<基本プランに加入される方へ>
 基本プランでは地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。
 ◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。
 ※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

※天災・地震補償とは・・・地震、噴火、津波に起因する死傷を指します

(注意)賠償責任保険については、地震等が起因する場合は無責となるため、対象になりません。

- ・熱中症補償・細菌性およびウイルス性食中毒補償
- ・往復途上補償・特定感染症補償
- ・未成年者の場合はその監督義務者も賠償責任の補償の被保険者としています。
- ・NPO法人に所属するボランティアの場合は、NPO法人も賠償責任の補償の被保険者としています。

2 保険料

加入プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン
保険料	350円	500円

※天災・地震補償：地震・噴火・津波に起因する死傷に対する補償を指します。

3 保険金をお支払いする主な場合

<ケガの補償>

- ・清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。
- ・ボランティア活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなった。
- ・活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。など

<賠償責任の補償>

- ・入浴ボランティア活動中、誤ってお年寄りにケガをさせた。
- ・家事援助ボランティアで清掃中、誤って花びんを落としてこわした。
- ・自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。など